しかくがいかつどう あるばいと きょか しんせい てつづ 資格外 活動 (アルバイト)許可申請手続きなどについて(お知らせ)

しかくがいかつどうきょか う てじゅん 資格外活動許可を受けるまでの手順については、下記のとおり取り扱いますので、 かくにん 確認したうえで申請してください。

なお、空港において、資格外活動 許可 をもらった 留学生 は、様式 1、様式 2、証印 シールの ページ を コピーして 所属 学部・研究科 の 留学生 担当 に 提出 してください。

記

1. 下記の申請書類を所属学部・研究科留学生担当に提出する。

【大学への申請書類】
□様式1(資格外活動許可申請書等の確認について(依頼))
(下の欄に、指導教員押印のうえ申請する。)
□様式2(資格外活動)・プラスはいと、はまます。)
□様式2(資格外活動)・プラスはいと、はまままで、 でいまっているでであるを確認するため。
(大学でコピーして、本紙は返します。)
□パスポート(顔写真が載っているページとVISAが載っているページ、空港で許可された者は、」証印シールのページも必要)
□在留力ード(両面)または外国人登録証明書
□学生証
はオポート・在留力ード・学生証については、大学に持ってきていただければ、こちらでコピーいたします。

2. 所属 学部・研究科 留学生 担当 から 申請者 に 資格外 活動 許可 申 請書 が 返還 される。

書類の確認には2~3日かかります。鉛筆で訂正してあるところは、申請者本人が訂正してから入国管理局へ提出してください。

3. 申請者 が 高松 入国 管理局 に 提出 する。

(場所) 高松市 浜 ノ町 72-9 (受付 時間) 午前 9時 ~16時 (十・日曜日,休日を除く)

	「(たかまっにゅうこくかんりきょく ていしゅっ しょるい 【高松 入国 管理局 に 提出 する 書類】	
	(書類 がきちんとあるか、事前 に口に チェック のうえ、申請 をしてください。)	
	□資格外活動許可申請書(本紙)	
	ばすぼーと ほんし □パスポート (本紙)	
	□ 在留 カード (本 紙)	
	□学生証(本紙)	,
`		

4. 資格外活動許可を受けたら、アルバイトを開始できる。許可を受けるまでは絶対にアルバイトをしないこと。

5. 許可後速やかに、証印シールと様式2(申請・時 アルバ介先 が 漢 まっていなかった 人 のみ)を所属学部・研究科留学生担当に提出する。

※<u>今後、アルバ小先の変更や資格外活動許可の更新があれば、所属学部・研究科</u>

「おんとう しかくがいかつどうきょか こうしん
アルバ小先の変更や資格外活動許可の更新があれば、所属学部・研究科

「いんかいかっとう きょかい こうしん
アルバイル のっよう しょるい ていしゅつ
留学生担当に連絡し、必要な書類を提出する。

さんこう (参考)

しかくがいかつどうきょか はんい 資格外 活動 許可の 範囲

いちりつ しゅうかん 一律 1週間 あたり28時間 以内 (学則で 定める 長期休業期間中は1日について8時かんいない 間以内)

たゆう か

- ・風俗営業または風俗関連営業が行われる場所(パチンコ店、マージャン店、スナック、低ーとう)でのアルバイトは禁止です。このようなアルバイトをしていることが発覚した場合は、そのようなの期間更新が許可されず、強制退去となることがあります。
- ・大学との契約に基づいて報酬を受けて特づう。数有又は研究を補助する活動(TA、RA、チューケー、数行・研究が活動がです。 ないがいかっちゅう ままかは不要ですが、留学生性かっきょう。 ないかいかっちゅう ないかいかっちゅう ないかいかっちゅう ないかいかっちゅう ないかいかっちゅう ないかいかっちゅう かっよう ないかいかっちゅう かいかっちゅう が必要です。

(2015.11 改訂)

か が わ だいがくちょう	
香川 大学 長	

どの **配**

しょぞくがくぶ けんきゅうかちょう 所属 学部・研究科 長

所属 学部·研究科 長
(申請者本人) (申請者本人) (申請者本人) (申請者本人) (申請者本人) (申請者本人) (中請者本人) (大 名 (大 名 (大 名 (大 会) (大
しかくがいかつどうきょかしんせいしょとう かくにん 資格外活動許可申請書等の確認について(依頼)
このことについて、「資格外活動許可申請書」のとおり、下記書類を添えて申請しますので、 なくらんをおればいします。
○大学への提出書類(□をチェックしてください。) □資格外活動許可申請書(入国管理局提出用) □パスポート(顔写真が載っているページとVISAが載っているページ)の写し □在留カードの写し □学生証の写し ※既に空港で許可を得ている者は、様式1、様式2と、証前シールの写しを提出
○資格外活動 (アルバイト)をする場合の条件 (法令上定められているもの) 「留学」の資格を持つ留学生:一律1週間あたり28時間以内 (ただし、大学の定める長期休業の間は1日8時間以内) 「意うなくないぎょうまたは風俗関連営業がお行われる場所 (パチンコ店、マージャン店、スナック、バーなど)でのアルバイトは禁止です。このようなアルバイトをしていることが発覚した場合は、強制退去となることがあります。
《しょうまさいなきにゅうらん》 《指導 教員 記入欄》 上記の者は、学修に支障なく資格外活動の条件を遵守させますので、よろしくお願いします。
学部·研究科名 氏名 <u>印</u> 2015.11 改訂

しかくがいかつどう ぁるばいと とどけでしょ資格外活動 (アルバイト)届出書

このたび、資格外活動許可をとり、アルバイト先が決定したので、以下のとおり報告いたします。

めい名

三公国

ふうぞくえいぎょう ふうぞくかんれんえいぎょう おこな ばしょ ばちんこてん まーじゃんてん すなっく ばー あるばいと □ 風俗 営業 または風俗 関連 営業 が 行われる 場所 (パチンコ店、マージャン店、スナック、バーなど)でのアルバイトでは

せき籍

氏

なお、アルバイト先を変更したら、14日以内に提出します。

学籍 番号

以下に○をつけてください。

ど ちょうききゅうぎょう あいだ にち じかんいない める長期 休業 の 間 は1日 8時間以内ですか? はい/い
月額()円 ※時給()円
年 月 日 ~ 年 月 日
1 過過であたりのの 1 を

2015.11 改訂

資格外活動許可申請書

APPLICATION FOR PERMISSION TO ENGAGE IN ACTIVITY OTHER THAN THAT PERMITTED UNDER THE STATUS OF RESIDENCE PREVIOUSLY GRANTED

出入国在留管理局長 To the Director General of the Regional Immigration Services Bureau 出入国管理及び難民認定法第19条第2項の規定に基づき、次のとおり資格外活動の許可を申請します。 Pursuant to the provisions of Paragraph 2 of Article 19-2 of the Immigration Control and Refugee Recognition Act, I hereby apply for permission to engage in activities other than those permitted under the status of residence previously granted. 国籍•地域 2 华年月日 月 Н Nationality / Region Month Day 3 氏 名 Name 性別 5 配偶者の有無 有 · 無 6 職業 4 Married / Single Sex Male/Female Occupation 住居地 Address in Japan 電話番号 携带電話番号 Cellular Phone No. Telephone No. 旅券 (1)番 月 日 (2)有効期限 Passport Number Date of expiration Year Month Day 現に有する在留資格 在留期間 Status of residence Period of stay 在留期間の満了日 年 月 10 在留カード番号 日 Date of expiration Year Month Day Residence card No. 11 現在の在留活動の内容(学生にあっては学校名及び週間授業時間) Present activity (for student: name of school, lesson hours per week) 12 他に従事しようとする活動の内容 Other activity to engage in (1)職務の内容 □ 翻訳・通訳 □ 語学教師 □ その他(Type of activity Translation / Interpretation Language teaching Others (3)週間稼働時間 (2)雇用契約期間 Term of employment contract Working hours per week 月額 □週額 □日額 (4)報酬 Weekly Daily Salary Yen Monthly 13 勤務先 Place of employment (1)名称 Name (2)所在地 電話番号 Telephone. No. Address □ 製造 □ 教育 □その他 (3)業種 □ 商業 Type of business Manufacturing Commerce Education Others 14 法定代理人(法定代理人による申請の場合に記入) Legal representative (in case of legal representative) (1)氏 名 (2)本人との関係 Name Relationship with the applicant (3)住 所 Address 電話番号 携帯電話番号 Cellular Phone No. 以上の記載内容は事実と相違ありません。I hereby declare that the statement given above is true and correct. 申請人(法定代理人)の署名/申請書作成年月日 Signature of the applicant (legal representative) / Date of filling in this form 月 \exists Month Year Day 注 意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合,申請人(法定代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。 申請書作成年月日は申請人(法定代理人)が自署すること。 Attention In cases where descriptions have changed after filling in this application form up until submission of this application, the applicant (legal representative) must correct the part concerned and sign their name. The date of preparation of the application form must be written by the applicant (legal representative). ※ 取次者 Agent or other authorized person (1)氏 名 (2)住 所 Address 電話番号 (3)所属機関等 Organization to which the agent belongs Telephone No.

Ministry of Justice, Government of Japan

	算格外 街 期 計 リ 甲 萌 書 記 人 例	
	APPLICATION FOR PERMISSION TO ENGAGE IN ACTIVITY OTHER THAN THE PERMITTED UNDER THE STATUS OF RESIDENCE PREVIOUSLY GRANTED	
	入国管理局長 殿 To the Director General of Regional Immigration Bureau	現住所が在留カー
	出入国管理及び難民認定法第19条第2項の規定に基づき、次のとおり資格外活動の許可を申請します。	ドと異なる時は、
	四八国自生及の無氏応足伝第19未免2項の規定に塞って、大のこれの負荷が指動の計画を申請しより。 Pursuant to the provisions of Paragraph 2 of Article 19-2 of the Immigration Control and Refugee Recognition Act, I hereby apply for permission to	役所で住所変更 の手続きをしてか
	engage in activities other than those permitted under the status of residence previously granted.	ら申請する。
1	国籍•地域 中国 2 生年月日 1985 年 3 月 25 日	
2	Nationality / Region Date of birth	在留カードに書か
J	C 名 李 花梅 Name	れているとおりに、 マンション等の
4	性 別 男 · 女 5 配偶者の有無 有 · 無 6 職 業 大学生	・名前・部屋番号ま
7	Sex Male/Female Marital status Married / Single Occupation (注 民 4년	で、記入する。
1	在日地 香川県高松市XX町1-1 XXマンション101号 Address in Japan	
	電話番号	
8	按来(1)至 日 日 日	現在許可されてい
	Passport Number Date of expiration Year Month Day	る年数を記入する
9	現に有する在留資格	こと。 日本滞在の通算
	左 日 日 日 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五	日本席任の通昇 年数ではない。
	Date of expiration Year Month Residence card No.	一致ではない。
11	現在の在留活動の内容(学生にあっては学校名及び週間授業時間)	
	Present activity (for student: name of school, lesson hours per week) 香川大学, 週間授業時間はXX時間	
10		
12	他に従事しようとする活動の内容 Other activity to engage in (1)職務の内容 ロ 翻訳・通訳 日 語学教師 日 その他(飲食店店員)	
	Type of activity Translation / Interpretation Language teaching Others	
	(2)雇用契約期間 Xケ月 (3)週間稼働時間 XX時間 Working hours per week	アルバイト先が決
	(4)起酬 □ (■日類 □ 日類 □	まっていない場合
	XX,XXX 「日 (■ 月領 □ 回領 □ 日領 / Lang /	は「スの供」にエージ
13	勤務先 Place of employment (1)名称	「その他」にチェッ クし、かっこ内に
	(1)名称 XXレストラン XX町店 28時間以内。	「未定」と記入する。
	(2)所在地 香川県高松市XX町1-1 電話番号 087-XXX-XXXX Telephone. No.	
	Address	
	Type of business Manufacturing Commerce Education Others	
14	法定代理人(法定代理人による申請の場合に記入) Legal representative (in case of legal representative) (1)氏 名 (2)本人との関係	
	Name Relationship with the applicant	
	(3)住 所 青い枠の中には何も記入しないでください。	
	Address	
	Telephone No Cellular Phone No	
	以上の記載内容は事実と相違ありません。I hereby declare that the statement given above is true and correct. 申請人(法定代理人)の署名/申請書作成年月日 Signature of the applicant (legal representative) / Date of filling in this form	
Г	年 年	
L	申請者の直筆 李 え梅 20XX Year X Month XX Bay	
	注 意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合,申請人(法定代理人)が変更箇所を訂正し,署名すること。	
	Attention In cases where descriptions have changed after filling in this application form up until submission of this application, the applicant (legalrepresentative) must correct the part concerned and sign their name.	
Ж	取次者 Agent or other authorized person	
	(1)氏 名 (2)住 所	
	Name Address	
	(3)所属機関等 Organization to which the agent belongs 電話番号 Telephone No.	
	青い枠の中には何も記入しないでください。	

- ・パスポート・在留カードなどを見ながら、間違いのないように記入してください。
- 一週間の授業時間数・勤務先の情報なども忘れずに記入してください。